**大阪府屈折検査導入支援対策交付金要綱**

（趣旨）

第１条　府は、「弱視」を早期に発見し、早期に治療に繋げられるよう、府内市町村における３歳児健診での屈折検査導入を促進し、府内一元的に体制整備・強化を図ることを目的に、屈折検査を導入する市町村を支援するため、予算の定めるところにより、大阪府屈折検査導入支援対策交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和４５年大阪府規則第８５号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（補助金交付規則の規定の適用に関する読替え）

第２条　規則の規定を適用する場合においては、規則の規定中、「補助金」とあるのは「交付金」と、「補助事業」とあるのは「交付金事業」と読み替えるものとする。

（対象団体）

第３条　交付金の交付対象となる団体は、府内市町村とする。

（対象事業及び経費）

第４条　交付金の交付対象となる事業は、３歳児健診において、弱視の見逃し防止に有用な屈折検査を導入し、体制の整備又は拡充を図る事業（以下「交付対象事業」という。）とする。

２　交付対象経費は、交付対象事業の実施に必要な別表第２欄に掲げる諸経費とする。

３　屈折検査機器の購入又はリースにかかる費用及び当該市町村職員の人件費は対象経費から除くものとする。ただし、交付対象事業の実施に不可欠な非常勤職員、嘱託職員若しくはこれらに類する職員の報酬又はその他の経費にあっては、この限りでない。

（交付額の算定方法）

第５条　交付金の交付額は、次の計算によるものとする。

　<算式>

300,000円（定額）×当該市町村において屈折検査を新規又は拡充して実施する健診会場数

（交付の申請）

第６条　規則第４条第１項の規定による申請は、交付金交付申請書（様式第１号）を知事が別に定める日までに提出することにより行わなければならない。

（交付決定までの標準的期間）

第７条　知事は、前条に定める申請書が到達した日から起算して原則として３０日以内に交付決定を行うものとする。

（経費配分の変更等）

第８条　規則第６条第１項第１号又は第２号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、経費の配分（・事業内容）変更承認申請書（様式第３号）を知事に提出しなければならない。

２　規則第６条第１項第１号に規定する知事の定める軽微な変更は、「２以上の事業又は種目に係る配分額のいずれか低い額の２０パーセント以内で配分額の流用を行おうとする場合」の変更とする。

３　規則第６条第１項第２号に規定する知事の定める軽微な変更は、「事業費の額の２０パーセント以内の増減の場合」の変更とする。

４　規則第６条第１項第３号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、事業の中止（・廃止）承認申請書（様式第４号）を知事に提出しなければならない。

５　市町村長は、交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付対象事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（交付決定の条件）

第９条　規則第６条第２項の規定により知事が付する条件は、次のとおりとする。ただし、交付対象事業の内容により、別途条件を付す場合がある。

（１）交付対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後１０年間保管しておかなければならない。

（２）交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（３）交付金を事業目的以外に使用してはならない。

（４）目的外に交付金を使用した場合は、交付金の全部又は一部の返還を命ずる。

（５）知事は、市町村長が規則第１９条に規定する財産を知事の承認を受けて処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を府に納付させることができる。

（６）交付対象事業に対して、国及び府の他の補助金等が重ねて交付されていないこと。

（実績報告等）

第10条　規則第１２条の規定による報告は、事業実績報告書（様式第５号）に知事の定める関係書類を添えて、交付対象事業の完了したその翌日から起算して３０日以内又は当該会計年度の翌年度の４月３０日のいずれか早い日までに、知事に提出することにより行わなければならない。

（交付金の交付）

第11条　交付金は、規則第１３条の規定による交付金の額の確定後交付するものとする。

（書類等の検査）

第12条　知事は、交付金の適正な執行を図るため、必要と認めたときは、市町村長に対して、報告若しくは資料の提出を求め、又は府の職員に、市町村の事務所その他業務を行う場所に立ち入り、その業務及び財産の状況を検査させることができる。

（財産の管理及び処分の制限）

第13条　市町村長は、交付対象事業により取得した財産について台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。

２　規則第１９条ただし書きに規定する知事が定める期間を経過する以前に当該財産を処分しようとするときは、知事に対し、取得財産の処分承認申請を行い、知事の承認を受けなければならない。

３　規則第１９条ただし書き並びに同条第４号及び第５号の規定により知事が定める財産の種類及び期間は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 財産の種類 | 期間 |
| 取得価格又は効用の増加価格が１０万円以上の財産 | 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める期間 |

４　第２項の規定により知事が承認する場合は、次に掲げるとおりとする。

（１）市町村長が、次の式により算出した額を知事が定める期日までに納付するとき（知事が定める期日までに納付がない場合は、期日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年５％の割合で計算した利息を併せて納付するとき）。

「財産の交付対象経費」－「財産の交付対象経費をそれぞれの経費に応じた前項の知事が定める期間で除した額（１円未満切捨て）の総額×交付金の交付を受けた日から知事が定める期日までの日（１年未満切捨て）」（千円未満切捨て）

（２）天災地変その他の市町村長の責に帰することのできない理由により、財産が毀損又は滅失したとき。

（３）前各号に定めるもののほか知事がやむを得ない事情があると認めるとき。

（委任）

第14条　この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別途定める。

　附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年４月22日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

別表（第４条第２項関係）

|  |  |
| --- | --- |
| １ 交付率 | ２ 交付対象経費 |
| 定　額 | 　３歳児健診において、弱視の見逃し防止に有用な屈折検査を導入し、体制の整備又は拡充を図る事業に要する次に掲げる経費（屈折検査機器の購入又はリースにかかる費用及び当該市町村職員の人件費は除く。）。報　酬、賃　金、共済費 (社会保険料等含む)、旅　費、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費 |